

動物死体収集運搬業務仕様書

1 目的

札幌市(以下「委託者」という。)は、動物死体の収集運搬・搬送業務を受託者に委託する。なお、本仕様書における「動物死体」とは、犬、猫、シカその他委託者の指示する種類の動物で、輪禍等により死亡し、路上や空き地等に放置され、所有者が判明しないものをいう。

2 業務内容

- (1) 受託者は、委託者の指示に従い札幌市内全域の動物死体の収集運搬を行う。収集運搬の対象は原則として路上や空き地等の動物死体とする。ただし、民有地内にある所有者の判明しない動物死体で、庭の中等収集の障害となるものがない場所(建物内、屋根の上、床下、木の上、池の中等は除く。)にあり特殊な器材を要することなく安全かつ簡易に収集できる場合は、委託者の了承及び当該土地の所有者等の立会いの下、受託者は収集するものとする。なお、動物死体の通報を受けて向かった現場で、対象の動物が怪我等をしているがまだ生きている場合は、「動物死体等の取扱いについて」(別添1)のとおりとする。
- (2) 受託者は、収集した動物死体を、次号で定める搬送を行うまでの間保管する。
- (3) 受託者は、収集した動物死体を、委託者の指示に従い札幌市動物管理センター福移支所(札幌市北区篠路町福移156番地; Tel:011-791-1811)(以下、「受入施設」という。)まで搬送し、受入施設の職員の指定する場所に収めること。
- (4) 鹿等の大型動物(概ね100kgを超える動物)で受入施設の焼却炉で受け入れが困難な場合は、委託者の指示のもと、山本処理場まで搬送すること。
- (5) 前号の委託者の指示には、札幌市コールセンターからの通報を含む。なお、札幌市コールセンターからの通報は、「動物死体通報連絡票(兼報告書)」(別添2)により行い、当該業務完了後清掃事務所(別表1)への報告とは別に同連絡票に業務履行事実を記入し札幌市コールセンターへ返信し報告する。
- (6) 自動車を運転中の市民が動物死体を発見した場合等においては、動物の種類や、詳細な位置等が不明であっても収集を指示する場合がある。

3 予定数量

3,783件

4 業務従事日及び時間

- (1) 業務従事日は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの毎日とする。ただし、年末年始期間は業務従事日としない。
- (2) 年末年始期間は、12月31日から1月2日まで3日間とする。
- (3) 業務従事時間は、月曜日から金曜日は8時30分から17時30分まで、土曜日と日曜日は9時00分から16時00分までとし、祝日については、曜日の業務従事時間とする。時間内に収集を指示したものについては、当日に回収すること。なお、業務従事時間の終了直前に市民から動物死体の通報があった場合は、通報者から詳しい場所などの情報を聞き取る前に、回収の指示のみを行う。この場合、委託者は速やかに場所などの情報を通報者から聞き取り、受託者へ通知する。

- (4) 委託者は、必要と認める場合には、受託者と協議のうえ、前各号に定める業務従事日及び時間を変更または延長することができる。

5 作業用機材

業務の実施に必要な車両及び機材（以下「作業用機材」という。）は受託者が自ら調達し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。なお、受入施設の鍵（カードキー等）は動物管理センターから別途貸与するので、委託期間終了時に動物管理センターに返却すること。

(1) 使用車両

- ア 収集した動物死体を冷却保存（5℃以下）するための保冷機能を装備すること。
- イ 大型の動物死体（100kg程度のシカ等）を運搬できるものであること。
- ウ 繁忙期にも業務を円滑に実施できるよう、必要があれば車両を確保すること。

(2) 保冷库

- ア 収集した動物死体を翌日以降に受入施設に搬入する場合に、搬入までの間、冷却保存（5℃以下）しておくための保冷库を備えること。
- イ 大型の動物死体（100 kg程度のシカ等）が入る大きさのものを用意すること。

(3) 作業用機材の整備

作業用機材は常に整備点検を行い適正に維持管理するとともに、清潔を保持しなければならない。

(4) 住宅地図

市内全域の動物死体の収集を円滑に行うため、住宅地図を備えること。

(5) 積雪期の装備品

円滑な業務の運行の確保のため、スコップ、スノーヘルパー、チェーン等を装備すること。

(6) 作業用機材の不備の改善

委託者が受託者の作業用機材を点検し、不備と認めるものについては、受託者の費用負担によりその不備事項を改善しなければならない。

6 業務の実施方法

(1) 収集及び保管並びに履行報告

ア 受託者は、委託者が動物死体の収集について指示したときは、保冷機能付車両及び運搬箱ですみやかに収集運搬を行い、収集場所を所管する清掃事務所に電話で履行報告を行うこと。

イ 受託者は、「動物死体収集運搬業務 処理状況確認票（月報・中間）」（別添3）に委託者の指示内容や履行報告等を記載して、処理の経緯について明らかにし、毎月15日及び履行検査時に当該確認票を各清掃事務所に提出すること。

また、受入施設の閉庁時間帯に死体を搬入した場合（職員がおらず、カードキーを用いて受入施設に入退庁した場合）は入退庁報告書（別添4）に記入し、翌開庁日に動物管理センター職員あて提出すること。なお、緊急性がある場合を除き、深夜早朝の時間帯の搬入は行わないこと。

(2) 搬送

ア 受入施設への搬入の際は、動物種によって収める場所が異なる場合があるので（犬、キツネ、シカ等）、受入施設職員の指示に従うこと。

また、鹿等の大型動物（概ね15kgを超える動物）については、5kg単位で重量を測定した後、搬入すること。

イ 鹿等の大型動物（概ね100kgを超える動物）で山本処理場に搬入する際、動物死体はブルーシートに包んで搬入すること。

また、山本処理場で計量した際の計量書は、委託者に提出すること。

ウ 受託者は、収集した動物死体の種類等を「動物死体収集運搬業務 処理状況確認票（日報）」（別添5）に記載して、3枚複写（A票・B票・C票）したものを受入施設の職員に提出し、確認を受けること。

A票は受入施設保管、B票は受託者保管、C票は受入施設→業務課保管とする。

エ 収集した動物死体のうち犬、猫及びキツネについては、収集場所、体格、毛色、首輪の有無等の特徴を一覧表に記入して、搬入の都度、受入施設へ提出すること。（別添6～8）

(3) 履行検査等

受託者は、毎月の業務履行の実績を書面により翌月5日までに委託者に提出し、検査を受けなければならない。

7 作業上の注意

- (1) 収集にあたっては、1個体ごとにポリエチレン系の袋に入れ、運搬箱に収納して運搬すること。なお、キツネについては、エキノコックス症の感染を予防するため、袋を二重とすること。
- (2) 収集した動物を保管する場合は、冷却保存（5℃以下）する等、臭気及び腐乱防止の措置を講ずること。また、保管の際に、種別、事務所別等の区分を明確にしておくこと。
- (3) 市民に対しては、親切ていねいに接し、市の信用を傷つけるような行為をしないこと。
- (4) 作業従事者の服装は、清潔を保持すること。
- (5) 市民の財産その他に損害を与えないようにすること。
- (6) 業務の履行に関して、第三者から金品を受領しないこと。
- (7) 自動車事故の防止を図るため、道路交通法（昭和35年法律第105号）等、関係法令を遵守すること。
- (8) 作業中に、交通事故あるいは作業事故が生じた場合は、適切な措置を講ずるとともに、ただちに委託者に報告すること。
- (9) 通行人等に危険を及ぼさないよう、また交通の妨げとならないよう特に注意すること。

8 労働災害・事故対策

受託者は、業務の履行に際しては、以下の事項を遵守し、労働災害・交通事故等の防止に努めなければならない。

- (1) 事故防止については、十分留意の上、従事者の教育に努めること。
- (2) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関連法令に定めるところにより、自己の従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。特に、安全衛生対策の実施に当たっては、委託者の指導に従い、作業の安全に努めなければならない。

- (3) 業務に使用する車両は、受託者の負担により、車両ごとに自動車損害賠償責任保険及び任意保険を契約しなければならない。
- (4) 事故が生じたときは、受託者は関係者に対し、誠意を持って対応するとともに、事故により生じた一切の責任を負担するものとする。
- (5) キツネの死体を取り扱う際は、エキノコックス症の感染を予防するため、使い捨てゴム製手袋を着用するなど細心の注意を払うこと。

9 環境負荷の低減に関すること

- (1) 本業務の履行においては環境負荷の低減に努めること。
- (2) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- (3) 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ア 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - ウ 不要な荷物、道具類は積まないこと。
- (4) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - ア 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
 - イ 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。
 - ウ 必要以上の暖気運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

10 その他

本仕様書に明記されていない事項については、委託者及び受託者の協議により決定する。

別表 1

名 称	所管区域	電話番号	住 所
中央清掃事務所	中央区	581-1153	南区南30条西8丁目
北清掃事務所	北区	772-5353	北区屯田町990番地3
東清掃事務所	東区	781-6653	東区丘珠町873番地1
白石清掃事務所	白石区・厚別区	876-1753	白石区東米里2170番地
豊平・南清掃事務所	豊平区・清田区・南区	583-8613	南区真駒内602番地30
西清掃事務所	西区・手稲区	664-0053	西区発寒15条14丁目2-1

動物死体等の取扱いについて

1 公道上に所有者不明の動物死体がある場合

札幌市動物死体収集運搬業務を受託する受託者が収集し、動物管理センターへ搬入する。

※ 私有地内にある所有者の判明しない動物死体については、動物死体収集運搬業務仕様書にあるとおり、庭の中等収集の障害となるものがない場所（建物内、屋根の上、床下、木の上、池の中等は除く。）にあり、特殊な器材を要することなく安全かつ簡易に収集できる場合は、委託者の了承及び当該土地の所有者等の立会いの下、収集するものとする。

2 公道上に所有者不明の怪我をしている動物がいる場合

動物死体の通報を受けて向かった現場で、対象の動物が怪我をしているがまだ生きている場合、本市動物死体収集運搬委託業務の対象外となるため、以下のとおりの取扱いとし、第一義的には発見者から担当部署へ連絡してもらうこととする。

(1) 犬、猫、レース鳩の場合

⇒動物管理センター（736-6134）へ連絡する。

（業務時間外の場合は留守番電話に切り替わり、委託警備会社経由で対応）

(2) ハト（キジバト、カワラバト（ドバト））

スズメ（ニューナイスズメ、スズメ）

カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）

キツネ、アライグマ

ネズミ（とがりねずみ科・ねずみ科全種のうち、希少種、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミは除く）の場合

⇒環境管理担当課（211-2879）へ連絡する。

※細かな種類の見分けがつかない場合は、上記と思われる動物という判断で差し支えない。

(3) 上記(1)、(2)以外の野生鳥獣の場合

⇒石狩振興局環境生活課（204-5825）に連絡する。

※ 上記(1)～(3)いずれのケースでも、発見者自らが連絡することを拒むなどして対応に時間がかかり、その後の業務に支障を来すようなやむを得ない場合には、市民から「住所・氏名・連絡先」を聴取し、担当部署に「事案の概要」と併せて連絡することとする。

（連絡を受けた担当部署から市民への折り返し電話対応を行う。）

また、発見者への連絡がつかなかった場合は、発見者から連絡することができないため、やむを得ず受託者から連絡している旨を説明すること。

動物死体通報連絡票（兼報告書）

●通報連絡			
通報No.	No.	所属	札幌市コールセンター
通報日	年 月 日	担当	
通報者氏名		電話番号	()
連絡先(電話)	()	FAX番号	()
●動物死体の場所及び状況			
動物種類(匹数)	犬()・猫()・カラス()・その他「 」()		
場所(住所)	区		
状況	道路上 ・ 歩道上 ・ 空き地 (その他)		
周辺図	<p style="color: red; font-size: small;">※FAXでも判別できる よう手書き等で記載し てください(住所から 場所が明らかな場合は 記載不要)。</p>		
連絡事項			
○収集報告			
日時	令和 年 月 日	時間	午前・午後 :
収集状況	収集完了 ・ 不明のため未収集		
動物種類	犬()・猫()・カラス()・その他「 」()		
特徴(色など)			
処理業者			
担当者			
電話・FAX		FAX	
連絡事項			

				清掃事務所分							別添3(月報・中間)
--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	------------

令和 年 月 動物死体収集運搬業務 処理状況確認票 (中間)

No.	所管清掃事務所	通報受付				回収				施設搬入日	備考 ※回収する死体がなかった場合は「回送」と記入。 ※コールセンター分は通報№を記入
		日	時間	通報元	場所(住所)等	日	時間	種類	数		
1		/	:			/	:			/	
2		/	:			/	:			/	
3		/	:			/	:			/	
4		/	:			/	:			/	
5		/	:			/	:			/	
6		/	:			/	:			/	
7		/	:			/	:			/	
8		/	:			/	:			/	
9		/	:			/	:			/	
10		/	:			/	:			/	
11		/	:			/	:			/	
12		/	:			/	:			/	
13		/	:			/	:			/	
14		/	:			/	:			/	
15		/	:			/	:			/	
16		/	:			/	:			/	
17		/	:			/	:			/	
18		/	:			/	:			/	
19		/	:			/	:			/	
20		/	:			/	:			/	

入退庁報告書(月 日 提出)

別添4

入 庁 日		入 庁 時 刻	入 庁 時 カ ー ド 使 用 の 有 無	職 員 氏 名	退 庁 時 刻	退 庁 時 カ ー ド 使 用 の 有 無
月 日	曜 日					
月	日	:			:	
月	日	:			:	
月	日	:			:	
月	日	:			:	
月	日	:			:	
月	日	:			:	

※ 動物管理センターの閉庁時間帯に死体を搬入した場合
 (職員がおらず、カードキーを用いて動物管理センターに入退庁した場合)に記入し、翌営業日に動物管理センター職員あて提出すること

① 環境事業部収集 犬 収容一覧

収集日	番号	発見場所	犬種	毛色	体格	性別	首輪等	毛足	尾	その他特徴
月 日		区	雑種 他（ ）	白 黒 茶 薄茶 灰 他（ ）	大 中 小	オス メス 不明	首輪 胴輪 リード等 装着なし	長 短	長 短	
月 日		区	雑種 他（ ）	白 黒 茶 薄茶 灰 他（ ）	大 中 小	オス メス 不明	首輪 胴輪 リード等 装着なし	長 短	長 短	
月 日		区	雑種 他（ ）	白 黒 茶 薄茶 灰 他（ ）	大 中 小	オス メス 不明	首輪 胴輪 リード等 装着なし	長 短	長 短	
月 日		区	雑種 他（ ）	白 黒 茶 薄茶 灰 他（ ）	大 中 小	オス メス 不明	首輪 胴輪 リード等 装着なし	長 短	長 短	
月 日		区	雑種 他（ ）	白 黒 茶 薄茶 灰 他（ ）	大 中 小	オス メス 不明	首輪 胴輪 リード等 装着なし	長 短	長 短	
月 日		区	雑種 他（ ）	白 黒 茶 薄茶 灰 他（ ）	大 中 小	オス メス 不明	首輪 胴輪 リード等 装着なし	長 短	長 短	
月 日		区	雑種 他（ ）	白 黒 茶 薄茶 灰 他（ ）	大 中 小	オス メス 不明	首輪 胴輪 リード等 装着なし	長 短	長 短	

※番号：処理状況確認票（日報）の通し番号を記載する。 ※体格（目安）：大（20kg以上）中（10～20kg）小（10kg未満）
 ※発見場所：死体が発見された場所を記載する。なお、収集場所（交番や清掃事務所など）の職員等に聞き取りを行い、それでもなお不明の場合は「不明」と記載する。

② 環境事業部収集 猫 収容一覧

収集日	番号	発見場所	毛色・模様	体格	性別	首輪	毛足	尾	耳カット	その他特徴
月 日		区	白 黒 茶 灰 トラ ブチ 斑 他 ()	大 中 小	オス メス 不明	あり (色:) なし	長 短	長 短	あり なし	
月 日		区	白 黒 茶 灰 トラ ブチ 斑 他 ()	大 中 小	オス メス 不明	あり (色:) なし	長 短	長 短	あり なし	
月 日		区	白 黒 茶 灰 トラ ブチ 斑 他 ()	大 中 小	オス メス 不明	あり (色:) なし	長 短	長 短	あり なし	
月 日		区	白 黒 茶 灰 トラ ブチ 斑 他 ()	大 中 小	オス メス 不明	あり (色:) なし	長 短	長 短	あり なし	
月 日		区	白 黒 茶 灰 トラ ブチ 斑 他 ()	大 中 小	オス メス 不明	あり (色:) なし	長 短	長 短	あり なし	
月 日		区	白 黒 茶 灰 トラ ブチ 斑 他 ()	大 中 小	オス メス 不明	あり (色:) なし	長 短	長 短	あり なし	
月 日		区	白 黒 茶 灰 トラ ブチ 斑 他 ()	大 中 小	オス メス 不明	あり (色:) なし	長 短	長 短	あり なし	

※番号：処理状況確認票（日報）の通し番号を記載する。 ※体格（目安）：大（5kg以上）中（1～5kg）小（1kg未満）

※発見場所：死体が発見された場所を記載する。なお、収集場所（交番や清掃事務所など）の職員等に聞き取りを行い、それでもなお不明の場合は「不明」と記載する。

③ 環境事業部収集 キツネ 収容一覧

収集日	番号	発見場所	備考	動管使用欄 (タグ番号)
月 日		区 ・ 不明		
月 日		区 ・ 不明		
月 日		区 ・ 不明		
月 日		区 ・ 不明		
月 日		区 ・ 不明		
月 日		区 ・ 不明		
月 日		区 ・ 不明		

※番号：処理状況確認票（日報）の通し番号を記載する。

※発見場所：死体が発見された場所を記載する。なお、収集場所（交番や清掃事務所など）の職員等に聞き取りを行い、それでもなお不明の場合は「不明」と記載する。